

令和6年4月30日

地方独立行政法人公立甲賀病院
理事長 辻川 知之

職員の不祥事に対する再発防止について

地方独立行政法人公立甲賀病院では令和6年4月15日、病院職員の非違行為に対して、懲戒処分を行いました。

当法人では、この事態を重く受け止め、不祥事の再発防止のため対応策について検討してまいりました。

今後は、不祥事が二度と繰り返されることのないよう、再発防止の取組みを徹底し、患者および市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

再発防止策

1. 出張報告における実態確認を強化します。
出張実態確認を強化するため、旅費規程の改正を行い、所属長及び旅費計算担当者のチェック体制を強化し、全職員へ周知徹底を行います。
2. 内部監査を強化します。
今回の事案を受け、定期の内部監査時に出張案件を無作為に抽出し、出張者による旅費申請から復命までの手続き及び証拠資料の添付が適正かどうかを焦点を当て、当該所属長（出張命令責任者）及び計算担当部門のチェック体制も含め監査を充実していきます。
3. 職員に対するコンプライアンス（法令順守）意識の向上を図ります。
院内文書や職員専用ホームページの活用により、職員に対し出張時の適正な手続き及びコンプライアンスの重要性を周知するとともに、コンプライアンスに関する研修会を開催することにより、職員の服務規律の保持徹底及び倫理意識の向上に努めてまいります。

以上